





時代の変化に対応する警察活動基盤整備の推進

県民の安全・安心な生活を確保するためには、治安維持対策は必須。厳しい犯罪情勢 等に対処するための間隙を生まない警察活動推進体制の強化を支援されたい。

【提案・要望先】国家公安委員会、警察庁、総務省

1. 提案・要望内容 -

本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員

○ 県民の安全・安心を確保するためにも、警察官の増員措置が必要不可欠

2. 提案・要望の理由

〇 県内の厳しい犯罪情勢

令和4年中の刑法犯認知件数は6,830件で、前年比17.5%増加(増加率 全国ワースト1位)

令和5年上半期の刑法犯認知件数は3,783件で、前年比21.9%増加【暫定】

〇 山積する諸課題への対処

(1) 増加する人身安全関連事案

事態のエスカレートを未然に防止するため、専門性を有する警察官が早期介入する仕組みの構築が急務

(2) サイバーセキュリティ対策

県民、県内事業者がサイバー犯罪やサイバー攻撃の被害者となるケースが増加する中、サイバーセキュリティ対策、サイバー犯罪捜査を迅速に行う体制構築が必須

(3) 事件・事故における高齢者対策等

高齢者が事故当事者となる割合が年々増加し、多くの高齢者が被害となる特殊詐欺の被害金額が高止まり傾向にあるなど、高齢者の安全・安心の確保が急務

(4) 警衛対策、新名神高速道路の延伸等

令和7年の国スポ・障スポにおける大規模警備や令和6年度以降の新名神高速道路の延伸等に伴う重大事故増加の懸念など増加する警察業務への即応が不可欠

O <u>県規模と比較して少ない警察官定員</u>

当県の警察官1人あたりの負担人口は614人(全国ワースト3位)で、「警察 刷新に関する緊急提言」における基準(1人あたり500人程度)と大きく乖離

〇 県民の強い要望と極めて高い関心

毎年、各市町から警察官増員要望が寄せられ、県議会でも「警察官増員にかかる意見書」が数度にわたり採択されるなど、警察官増員を切望する県民の声が多数

(本県の取組状況と課題)

警察活動の効率化・高度化の取組

【捜査力強化緊急総合プラン】

柔軟かつ効率的な組織運用や捜査員育成によって捜査力の高度化・効率化を図るための指針

【交通安全対策強化プラン ~ + 7 (プラス・セブン)~】

交通情勢の詳細な分析結果に基づき、従来の取組にプラスして具体的な事故要因に対処するための7つの方策(「道路環境」「安全教育」「交通取締り」「部外連携」等)を行うための指針

【 サイバーセキュリティ消費者保護・

経済安全保障推進ネットワーク強化戦略

~コネクト・ファイブ~】

「消費者」「事業者」「教育研究機関」など5つの対象との連携(コネクト)を強化することで情報発信・情報収集・人材育成などのネットワークを構築し、サイバーセキュリティ対策を強化するための指針

【 犯罪抑止対策緊急強化戦略 ~ フォー・プリベンション ~ 】

「犯罪分析強化」「情報発信」「部外連携」等4つの側面から更なる犯罪抑止を進めるための指針

県費による警察官の増員

- 様々な高度化・効率化の取組を進めているがこれらの対策が効果を現して<u>人員の捻</u>出が可能となるには長い時間が必要
- 本県における喫緊の課題が多数ある中、 県規模に比べて少ない現在の人員(全国 ワースト3位)で、効果が現れるまで対処 し続けることは困難

県予算による警察官20人の増員

- 人身安全関連事案への体制強化 10人 3交替の導入による常時即応体制の整備
- サイバーセキュリティ対策の強化 5人 社会全体におけるセキュリティ対策強化
- 国スポ・障スポの警衛体制の強化 5人 警備諸対策を推進するための体制構築

加えて…

定年引上げに伴う"採用平準化(確保)のための特例措置"

定年引上げ期間において、新規採用が減少し警察力が低下することのないよう、当分の間、 段階的な定員の上積みを措置(最大125人まで) ➤ 採用平準化+αの効果を期待

本県の取組を経ても残る課題

【新名神高速道路の延伸等に伴う体制整備】

○約25kmの延伸 大津JCT〜城陽JCT

○約33kmの6車線化 大津JCT~亀山西ICT[令和6年度以降供用]



【急増する特殊詐欺・深刻化する高齢者交通事故】

		R3上半期	R4上半期	R5上半期		R 3上半期	R 4上半期	R 5 上半期
被害件数(件)		44	54	144	交通事故 発生件数	1,345	1,193	1,306
	うち高齢者	30	37	99	高齢者	413	373	408
被害金額(万円)		約5,594	約13,008	約15,379	事故件数	413	3/3	408
	うち高齢者	約4,790	約9,633	約12,301	ドライバー	270	259	279

警察官の定員は政令に拠ることが原則であるところ、県下の厳しい治安情勢や本県警察の体制を 踏まえ、緊急的に県費による警察官増員を行ったが、県ごとの状況を踏まえた政令定員の設定が望 まれる。 緊急的な県単独増員のみでは、根本的な解決は不可能



厳しい治安情勢に応じた警察官増員(政令基準の改正)が必要不可欠

担当: 警察本部 警務部 警務課 企画係 TEL 077-522-1231